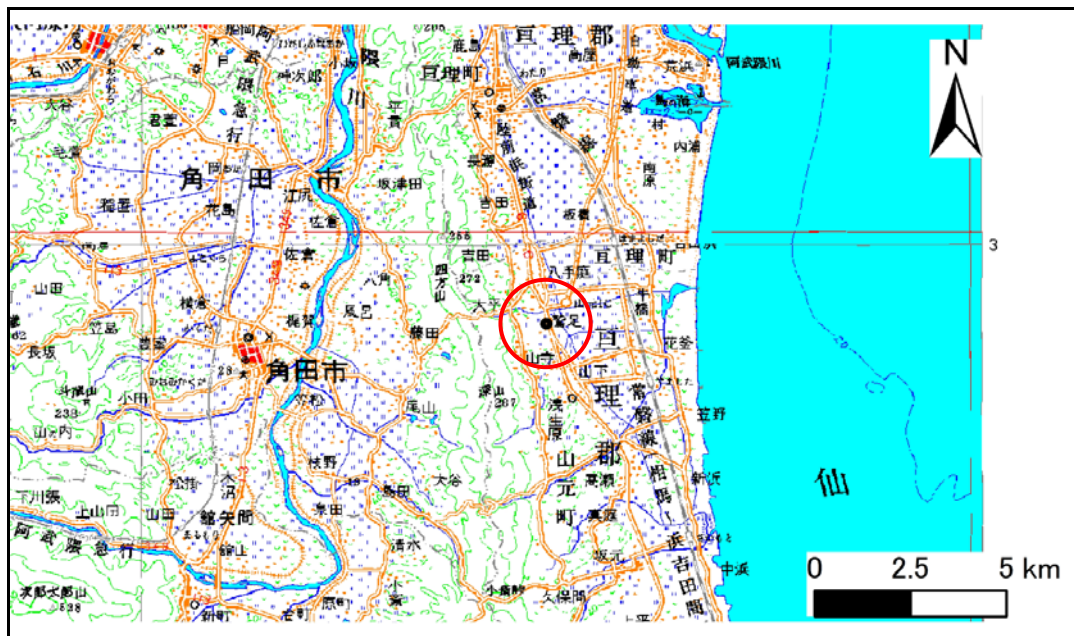


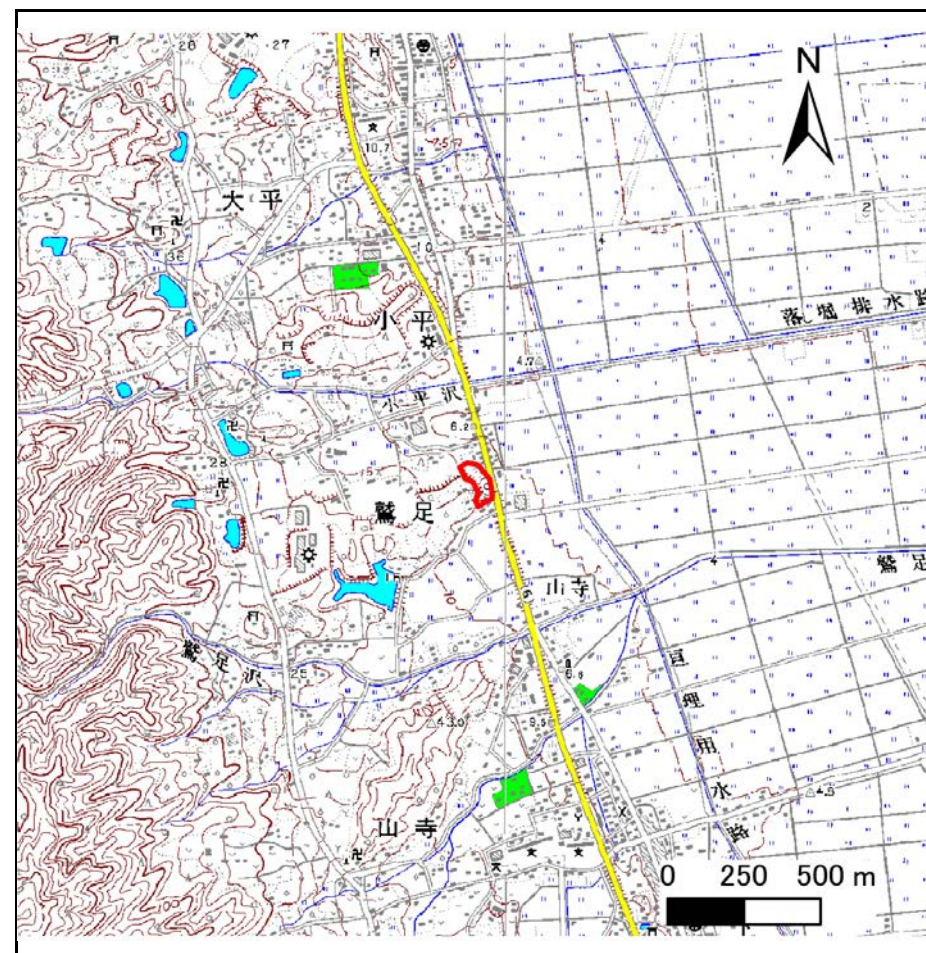
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第1110号
告示年月日	平成30年12月21日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-自-1199(1311001199)
箇所名	山崎
所在地	亶理郡山元町鷲足字山崎
調査機関	宮城県仙台土木事務所



位置図 (S=1:200,000)



位置図 (S=1:25,000)

宮城県

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 20000(地図画像)及び数値地図 25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平29情復、第1426号)

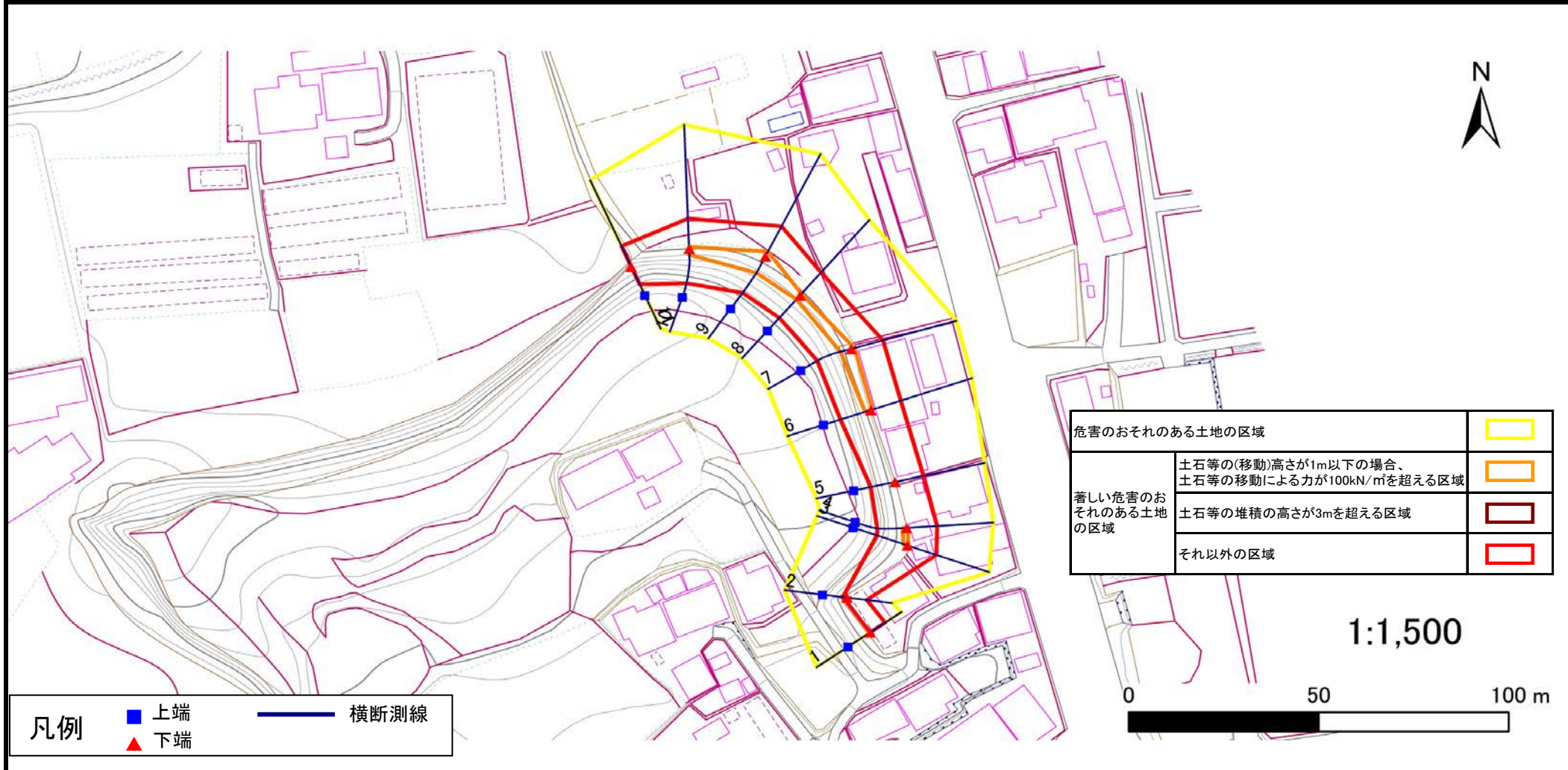
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第1110号
告示年月日	平成30年12月21日

危害のおそれのある土地の区域、著しい危害のおそれのある土地の区域の設定図

調査年度	平成29年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-1199(1311001199)	箇所名	山崎	所在地	亘理郡山元町鷲足字山崎
---------	------	----------------------	-----	----	-----	-------------



凡例	■	上端	—	横断測線
	▲	下端		

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第1110号
告示年月日	平成30年12月21日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-1199(1311001199)	箇所名	山崎	所在地	巨理郡山元町鷲足字山崎	
---------	------	----------------------	-----	----	-----	-------------	--

横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	65.2	1.0	-	-	9.5	1.9	~								
2 ~ 3	-	-	100.0	1.0	-	-	11.0	2.2	~								
3 ~ 4	104.6	1.0	100.0	1.0	-	-	11.5	2.3	~								
4 ~ 5	-	-	100.0	1.0	-	-	12.9	2.6	~								
5 ~ 6	-	-	100.0	1.0	-	-	12.9	2.6	~								
6 ~ 7	113.7	1.0	100.0	1.0	-	-	12.8	2.6	~								
7 ~ 8	113.7	1.0	100.0	1.0	-	-	12.7	2.6	~								
8 ~ 9	121.9	1.0	100.0	1.0	-	-	12.8	2.6	~								
9 ~ 10	121.9	1.0	100.0	1.0	-	-	14.6	2.9	~								
10 ~ 11	-	-	100.0	1.0	-	-	14.7	3.0	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								